

令和 6 年 1 1 月 1 日

(案)

## 船橋商工会議所会館第Ⅱ期トイレ改修工事（1階・2階・6階）事業者公募

以下のとおり見積り合わせにより業者選定を行います。

船 橋 商 工 会 議 所  
専務理事 宮津 隆久

### 1. 工事に付する事項

- (1) 工 事 名 船橋商工会議所会館第Ⅱ期トイレ改修工事（1階・2階・6階）
- (2) 工事場所 千葉県船橋市本町1-10-10
- (3) 建物概要 船橋商工会議所会館 鉄筋コンクリート造  
6階建て 総建築面積 3,624.474 m<sup>2</sup>
- (4) 工事内容 1階・2階・6階の男女トイレ改修工事
- (5) 仕 様 図面・設計図書に基づく（現場確認後に配布）
- (6) 工 期 令和7年1月8日（水）から令和7年3月14日（金）まで  
※原則日曜日は休館により工事休止

### 2. 見積参加資格

- (1) 船橋商工会議所の会員であること。
- (2) 次の各項目該当しない者であること。
  - ① 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者。
  - ② 契約の履行にあたり故意に工事、その他役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をする者。
  - ③ 見積書その添付書類に虚偽の記載をする者。
  - ④ 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者。
- (3) 建設業法に基づく建築工事一式について、同法第3条の規定による許可を得たものであって、千葉県に本店または支店若しくは営業所を有する者であること。
- (4) 公示日より過去10年以内に、元請として本工事と同種の工事を施工した実績を有すること。
- (5) その他船橋商工会議所が不適切と認めた者でないこと。